

① 10月から 「マイナンバー」が 送られてきます！

- ◆ 日本では もうすぐ 「マイナンバー制度」が スタートします。
- ◆ マイナンバーは 一人に一つだけの 番号で 役所などでの 手続きに 必要となる 大切なものです。
- ◆ 2015年10月から みんなの 自宅（市町村に登録している住所）に 市町村から 封筒が 送られてきます。
- ◆ 封筒には マイナンバーが 書かれた 「通知カード」が 入っています。

【封筒】



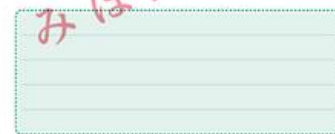
【通知カード】

(おもて)



(うら)

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。



② マイナンバーは 大切に してください！

- ◆ 「通知カード」は 捨てたり 破ったりせず 大切に 保管してください。
- ◆ マイナンバーを 不正に 利用されないため、必要が なければ ほかの 人に あなたの マイナンバーを 教えないで ください。

③ 「^{こじんばんごう}個人番号カード」がもらえます！

◆ 「^{こじんばんごう}個人番号カード」には、マイナンバーが ^か書いてあり ^{みぶんしょうめいしょ}身分証明書にも なります。

◆ ^{しちょうそん}市町村に ^{じゅうみんひょう}よっては、コンビニで ^{じゅうみんひょう}住民票を もらうことも できる など ^{べんり}とても 便利です。

◆ 「^{こじんばんごう}個人番号カード」を もらう ^{つうち}ためには 「^{つうち}通知カード」と ^{いっしょ}一緒に ^{とど}届く ^{もうしこみしょ}申込書に ^{ひつよう}必要なことを ^か書いて ^{おく}送り返して ^{かえ}ください。



④ ^わ分からないことが あったら？

◆ ^{した}下の ^{ホームページ}ホームページを ^{みる}見るか、^{した}下の ^{でんわばんごう}電話番号に ^{でんわ}電話して ください。
^す住んでいる ^{ところ}ところ（^{しちょうそん}市町村）の ^{やくしょ}役所にも ^き聞くことが できます。

- ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- コールセンター
 えいご ちゅうごくご かんこくご ご ご
0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)
【2015年9月30日まで】
 げつようび きんようび どにちしゅくじつ
 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土日祝日はつながりません)
【2015年10月1日から2016年3月31日まで】
 げつようび きんようび どにちしゅくじつ
 月曜日～金曜日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30
 ねんまつねんし つうわりよう
 (年末年始はつながりません) ※ナビダイヤルは通話料がかかります